



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年12月11日火曜日 第2428号

◇ 目 次 ◇ 告 示

クリーニング業法による研修の指定.....	1086
クリーニング業法による講習の指定.....	1086
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	1087
保安林予定森林にする旨の通知.....	1087
愛媛県内水面漁場管理委員会委員の選任.....	1087
建設業者の営業の停止命令.....	1087

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	1088
公共測量の実施の通知.....	1088
土地改良区役員の就退任の届出.....	1088
開発行為に関する工事の完了.....	1089

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....	1089
---	------

告 示

○愛媛県告示第1479号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成24年12月11日

愛媛県知事 中村時広

- 研修の名称
クリーニング師研修
- 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 井元 弘
- 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成25年2月24日（日）	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校
	平成25年3月10日（日）	大洲市東大洲270-1 大洲市総合福祉センター

- 受講料
5,000円

○愛媛県告示第1480号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成24年12月11日

愛媛県知事 中村時広

- 講習の名称
クリーニング業務従事者講習
- 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 井元 弘
- 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成25年 2月24日 (日)	松山市花園町3 - 6 学校法人河原学園 愛媛医療専門学校
	平成25年 3月10日 (日)	大洲市東大洲270 - 1 大洲市総合福祉センター

4 受講料

4,500円

○愛媛県告示第1481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西予市野村町蔵良地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・貝吹蔵良地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年12月12日から平成25年 1月16日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁及び野村支所

○愛媛県告示第1482号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

大洲市河辺町川上989、1002

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町川上989・1002（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1483号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、愛媛県内水面漁場管理委員会委員として、次の者を平成24年12月1日選任した。

平成24年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 別	氏 名	住 所	職 業
漁業者代表	本 多 義 雄	伊予郡松前町中川原548	団体役員
	岡 村 重 治	西条市中野甲1308 - 4	団体役員
	和 田 敏 夫	四国中央市金砂町小川山22 24	団体役員
	小 山 欽 也	宇和島市津島町岩松388 - 5	団体役員
採捕者代表	梅 木 正 勝	伊予郡砥部町原町749	団体役員
	白 石 勝 久	松山市中村2 - 7 - 24	団体役員
学識経験者	武 井 糸	松山市南高井町743 - 3	民間団体代表
	高 木 基 裕	松山市畑寺1 - 2 - 17	大学准教授
	斉 藤 智 子	松山市菅沢町乙642 - 3	NPO法人代表
	武 山 絵 美	松山市上市1丁目2 - 45 - 206	大学准教授

○愛媛県告示第1484号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成24年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 日 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主 営 業 所 た る 所 在 地	営 業 の 停 止 を 命 じ た 年 月 日	停 止 を 命 じ た 営 業 の 範 囲	営 業 の 停 止 を 命 じ た 期 間	営 業 の 停 止 を 命 ず る 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 24) 第001857号	平成24年 10月30日	株式会社 南予建設	芝 ツルコ	北宇和郡鬼北 町大字小倉 1307番地1	平成24年 12月11日	建設業の営業のうち、公共工事に 係るもの及び補助金等の交付を受け ている民間工事に係るもの 注1 「公共工事」とは、国、地 方公共団体、法人税法（昭和 40年法律第34号）別表第1に 掲げる公共法人（地方公共団 体を除く。）又は建設業法施 行規則（昭和24年建設省令第 14号）第18条に規定する法人 が発注者である建設工事及び 民間資金等の活用による公共 施設等の整備等の促進に関す る法律（平成11年法律第117 号）第2条第2項に規定する 特定事業に係る建設工事をい う。 2 「民間工事」とは、公共工 事以外の建設工事をいう。 3 「補助金等」とは、補助金 等に係る予算の執行の適正化 に関する法律（昭和30年法律 第179号）第2条第1項に規 定する補助金等及び同条第4 項に規定する間接補助金等並 びに地方公共団体の交付する 給付金でこれらに類するもの をいう。	平成24年12月 11日から 平成24年12月 25日まで （15日間）	株式会社南予建設は、平成 24年5月29日に代表者 及び経營業務の管理責任 者が変更しているにもか かわらず、建設業法にお ける変更届の期限内の届 出を怠り、24年7月から 8月にかけて、前代表者 名で本県と3件の工事請 負契約を締結するという 不誠実な行為を行った。

○愛媛県告示第1485号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所において縦覧に供する。

平成24年12月11日

愛媛県知事 中村時広

中ノ浦C

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱8号と標柱9号を国道378号山側官民境界線で結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村		字	地 番	標 柱
西予市	三瓶町	有網代	殿浦	147番	1号
				150番	2号
				153番	3、4、5号
			立石 殿浦	156番3	6号
				146番4	7、8号
				146番1	9号

肉淵A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線、標柱13号と標柱14号を県道高知伊予三島線北側官民境界線で結んだ線、標柱14号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市		字	地 番	標 柱	
新居浜市	別子山	保土野	乙441番10	1、2、15号	
			乙441番1	3、4号	
			乙441番3	5号	
			肉淵	乙437番1	6、7、8、9号
				乙435番1	10、11、12、13号
				乙441番6	14号

○愛媛県告示第1486号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年12月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成24年12月11日から
平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第1487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市大町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年12月11日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 演 昭	西条市福武甲29番地2
"	本 田 和 男	西条市福武甲107番地4
"	明 日 勇 雄	西条市大町683番地1
"	明 日 信 雄	西条市福武甲1298番地
"	丹 誠 一	西条市福武甲1974番地
"	浮 田 善 高	西条市福武甲1783番地
"	盛 実 昇	西条市福武甲1625番地3
"	藤 田 正 一	西条市福武甲1619番地1
"	山 本 朝 光	西条市福武甲986番地
"	加 藤 幸 一	西条市明神木93番地2
"	一 色 信 之	西条市明神木92番地1
"	岩 間 勇 次	西条市大町1148番地
"	伊 藤 寅 市	西条市大町1260番地1
"	加 藤 喜 義	西条市大町979番地3

"	高橋元正	西条市大町1058番地
"	真鍋稔	西条市神拝甲66番地
"	木藤計広	西条市大町468番地13
"	安部正則	西条市朔日市139番地
"	藤田利高	西条市飯岡3188番地
監事	富山雅夫	西条市大町1092番地
"	丹澄夫	西条市福武甲2060番地

"	浮田善高	西条市福武甲1783番地
"	盛実昇	西条市福武甲1625番地3
"	藤田正一	西条市福武甲1619番地1
"	山本朝光	西条市福武甲986番地
"	金子明	西条市明神木58番地
"	加藤幸一	西条市明神木93番地2
"	岩間勇次	西条市大町1148番地
"	伊藤寅市	西条市大町1260番地1
"	加藤喜義	西条市大町979番地3
"	高橋元正	西条市大町1058番地
"	日野喜政	西条市大町1322番地2
"	木藤計広	西条市大町468番地13
"	加藤公雄	西条市朔日市89番地
"	藤田利高	西条市飯岡3188番地
監事	野間和幸	西条市福武甲1469番地
"	富山雅夫	西条市大町1092番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	本田演昭	西条市福武甲29番地2
"	本田和男	西条市福武甲107番地4
"	明日勇雄	西条市大町683番地1
"	明日信雄	西条市福武甲1298番地
"	丹澄夫	西条市福武甲2060番地

○愛媛県告示第1488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年12月11日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第36号 平成24年11月30日	伊予郡松前町大字浜字萱田1068番1	伊予郡松前町大字浜913番地9 玉井信二

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第84号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年12月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
新居浜市立女性総合センター	省略		新居浜市立女性総合センター	省略	
新居浜市営野球場	新居浜市新須賀町三丁目2番54号	8,500			
省略			省略		